

令和8年度 沼津市立病院 地下ピット配管改修工事 設計業務委託  
公募仕様書

## 1. 適用

本仕様書は、「令和8年度 沼津市立病院 地下ピット配管改修工事 設計業務委託」(以下「本設計業務委託」という。)に適用する。

## 2. 業務の目的

沼津市立病院の地下ピットの配管等(蒸気管、汚水等排水管)について、著しい劣化により、早急に改修工事を実施する必要がある。

工事の実施においては、病院の運営を止めずに施工やコスト縮減等を踏まえた合理的な設計が必要であり、かつ工事の難易度も高いため、施工会社が独自で有する高度な技術を設計に反映させることを目的としている。

## 3. 業務箇所

沼津市 東椎路 地内

## 4. 業務内容

### 【設計業務】

本設計業務委託における内容は、次のとおりとする。

#### (1) 設計業務

- ・現地調査 1式  
合理的な施工方法を検討する上での現地調査
- ・施工方法の検討 1式  
病院の運営を止めずに施工するための検討
- ・概算工事費の算出 1式  
令和8年10月9日(金)までに概算工事費を算出する。
- ・病院側との協議、調整 1式  
病院の関係部署との協議、施工する上での調整
- ・全体工事費の算出 1式  
見積り・見積条件・根拠の作成、全体工事費算出
- ・工事契約における必要書類作成 1式

#### (2) 打合せ協議

- ・打合せ 1業務(月1回以上)

## 5. 打合せ等

打合せは対面式またはWEB形式とし、業務着手時、月1回以上および成果物納入時とする。

## 6. 資料等の貸与

本設計業務委託を履行するにあたり、委託者が保有する業務に利用可能な資料等はこれを貸与する。

- (1) 貸与にあたっては、受託者は委託者に借用書を提出する。借用書は返却予定日を記載し、予定期間内に必ず返却するものとする。
- (2) 貸与資料等は、受託者の責において保管管理するものとし、紛失や破損等における全責任は、受託者が負うものとする。

## 7. 貸与資料

前条による利用可能と認められる資料

## 8. 成果物

成果物の部数等は、次のとおりとする。

納入成果物

- ・報告書 A4版 2部
- ・電子データ CD-R 2部
- ・その他指示を受けたもの 必要部数(受任の範囲内)

## 9. 前払金

- (1) 受託者は、契約金額の10分の3以内の額を前払金として請求することができる。
- (2) 前項の前払金の請求について、沼津市業務委託契約約款第32条を適用しない。
- (3) 適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

## 10. 疑義

業務委託共通仕様書および本特記仕様書に明記なき事項、または疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議を行い、協議書等の書面により委託者・受託者の双方の合意をもって業務を遂行するものとする。